

内閣参質一七三第九二号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員加藤修一君提出生物多様性条約締約国会議COP一〇を迎える我が国における自然資本に関する光合成メカニズムの十全な利用による微細藻類プロジェクトの展開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員加藤修一君提出生物多様性条約締約国会議COP一〇を迎える我が国における自然資本に関する光合成メカニズムの十全な利用による微細藻類プロジェクトの展開に関する質問に対する答弁書

一について

バイオマス活用推進基本法（平成二十一年法律第五十二号）第三十三条第一項に規定するバイオマス活用推進会議については、本年十二月十日に第一回会合を開催したところである。同法第二十条第一項に規定するバイオマスの活用の推進に関する基本的な計画については、今後、同会議において、同法第三十三条第二項に規定するバイオマス活用推進専門家会議の意見を踏まえつつ調整していくこととなるが、その際には、御指摘の「微細藻類の産業利用」の位置付けを含め検討してまいりたい。

二について

御指摘の「アグリバイオサイエンス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、微細藻類についてもバイオマスの一つとして、その利用技術の実用化に向けた研究開発を行っているところである。

三から五までについて

御指摘の「光合成産業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ものづくり分野でのバイオマスの活用など、優れた技術を有する国際競争力のある新規産業を育成していくことは我が国経済にとって重要であり、また、エネルギーの安定供給及び地球温暖化対策の観点から、太陽光やバイオマスを含む再生可能エネルギー源の利用の促進も重要であると考えている。我が国は、遺伝子組換え技術を始めとして、新規産業の発展に貢献し得る優れた技術を有しており、政府としては、これらの技術を迅速に実用化していくため、必要な支援や環境整備を推進してまいりたい。